

新潟県条例第11号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下この条において「移動附則別表」という。）を当該移動附則別表に対応する次の表の改正後の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、削除項等並びに附則別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項等及び附則別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第47条</b> 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、<u>第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第20条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、<u>メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機</u></p>	<p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第47条</b> 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項（<u>法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項</u>において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の5第2項</u>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第20条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。<u>次項及び第3項</u>において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。<u>次項及び第3項</u>において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、<u>メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定す</u></p>

能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

2 次に掲げる自動車（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自

3 次に掲げる自動車は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第5

動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（次項から第5項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

3 次に掲げる自動車は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも

項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 次に掲げる自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それ

ので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

ぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽減税率の欄に掲げる額とする。

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分

5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平

の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

8 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第5項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第6項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

9 附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第2項から第4項まで及び第7項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第2項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第3項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

10 （略）

**第21条** 法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 （略）

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

附則別表第2

成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

6 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前各項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項又は第3項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

7 （略）

**第21条** 法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 （略）

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

附則別表第1

(略)	(略)
<b>附則別表第4</b>	<b>附則別表第2</b>
(略)	(略)

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1表を加える。

附則別表第1

自動車 の 区分			税率 (年額)		
			重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗 用車	営業 用	電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの(以下「電気自動車」という。)	/	2,000円	/
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円	2,500円	4,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円
(1) ト	自家 用	電気自動車	/	7,500円	/
		総排気量が1リットル以下のもの	33,900円	7,500円	15,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円	9,000円	17,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円	10,000円	20,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円	11,500円	22,500円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円	13,000円	25,500円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円	14,500円	29,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円	17,000円	33,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円	19,500円	38,500円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円	22,000円	44,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円	28,000円	55,500円		
(2) ト	営業	電気自動車	/	2,000円	/

ラック	用	最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	2,000円	3,500円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	2,500円	4,500円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	3,000円	6,000円
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	4,000円	7,500円
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	5,000円	9,500円
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	5,500円	11,000円
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	6,500円	13,000円
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	7,500円	15,000円
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額
		自家用	電気自動車		2,000円
最大積載量が1トン以下のもの	8,800円		2,000円	4,000円	
最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円		3,000円	6,000円	
最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円		4,000円	8,000円	
最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円		5,500円	10,500円	
最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円		6,500円	13,000円	
最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円		7,500円	15,000円	
最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円		9,000円	17,500円	
最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円		10,500円	20,500円	
最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額		10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額	
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円	4,000円
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円	8,000円
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円	5,500円
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円	10,500円
(3)バス	営業用	一般乗合用のもの		3,000円	6,000円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円	7,500円



		乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	9,000円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	10,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	11,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	13,000円
		乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	14,500円
	一般乗合用のもの以外のもの	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	13,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	16,000円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	9,500円	19,000円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	22,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	25,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	32,000円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円	16,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	10,500円	20,500円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	12,500円	24,500円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	16,500円	33,000円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	18,500円	37,000円
		乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	21,000円	41,500円
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	3,000円
(5) 特種用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,900円	
		総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	5,900円	12,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	6,900円	14,000円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	7,900円	16,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	9,000円	18,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	10,200円	20,500円

		ットル以下のもの			
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	11,600円	23,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円	13,300円	27,000円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円	15,300円	31,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円	17,600円	35,500円
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円	22,200円	44,500円
	霊きゅう車		9,700円	2,200円	4,500円
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		7,400円	
		総排気量が2リットル以下のもの	33,900円	7,400円	15,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円	9,900円	20,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	6,000円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	13,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	13,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに5,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	7,500円
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	6,000円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	20,500円
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	16,500円
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額		

附則別表第2の次に次の1表を加える。

### 附則別表第3

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
営業用	電気自動車		1,000円	
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	電気自動車		1,300円	
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル	6,900円	1,600円	3,200円

	以下のもの			
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円	4,000円

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の新潟県県税条例（以下「新県税条例」という。）第47条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新県税条例附則第20条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 4 施行日がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号。以下この項において「合理化法改正法」という。）の施行の前日である場合には、合理化法改正法の施行の前日までの間における新県税条例附則第20条第3項第4号の規定の適用については、同号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イ」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号」と、「エネルギー消費機器等製造事業者等」とあるのは「製造事業者等」とする。

(この条例の失効)

- 5 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。